

研究公正

— 論文不正が続発しています —

2021 年 12 月

京都大学研究公正委員会

このパンフレットは、教員、研究者及び大学院生にとってわかりやすく、主旨・内容を理解していただくことを優先しており、文部科学省や京都大学で定めたガイドラインや規程とは異なる表記を用いている箇所があります。詳しくは文中で記載している URL で確認ください。

京都大学では、 研究不正が相次いでいます。

研究不正を行うと、次のような措置が行われます。

学内処分（懲戒解雇、停職、学位の取消し等）
競争的研究費への応募制限
交付決定の取消し、資金の返還

文部科学省から大学の管理が不十分と判断された場合、大学全体の間接経費が削減されます。

それでも改善されない場合は、大学全体の競争的研究費が停止されます。

文部科学省「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」

https://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/26/08/_icsFiles/afieldfile/2014/08/26/1351568_02_1.pdf



研究活動上の不正行為とは？

京都大学では、「捏造」、「改ざん」、「盗用」を「研究活動上の不正行為」としています。

○京都大学における公正な研究活動の推進等に関する規程

<https://www.kyoto-u.ac.jp/sites/default/files/inline-files/kenkyukosei-kitei-1035bde9ab04f6b2015203ad86a46fa7.pdf>



捏 造	存在しないデータ、研究結果等を作成し、論文等により発表すること。
改ざん	研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工し、論文等により発表すること。
盗 用	他人のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を当該研究者の了解もしくは適切な表示なく流用し、論文等により発表すること。

上記以外に、二重投稿や不適切なオーサーシップ等が研究者倫理に反する行為として、多くの学術誌の投稿規程等において禁止されています。



不正行為事例

事例 1 捏造・改ざん

本学教員が、学術論文の主要なグラフにおいて、結論が有利なものとなるよう、計算の途中で数値を操作する等によりデータの**捏造・改ざん**を行った。これらの多くは、論文の主張にとって重要なポイントで、論文の結論に大きな影響を与えていると認められた。

<https://www.kyoto-u.ac.jp/ja/news/2018-01-22>



事例 2 改ざん・盗用

本学教員の学術論文において、研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務に著しく反した行為による、**改ざん**（真正ではないデータへの加工）及び**盗用**（図のリファレンスが適切に記載されていない）が確認された。その結果、当該論文が取り消された。

<https://www.kyoto-u.ac.jp/ja/news/2019-03-26>



事例 3 盗用

本学の元大学院生が在学時に紀要誌に発表した学術論文において、他の研究者の論文からの**盗用**（合計 11 箇所の文章、アイデア、研究結果の無断引用）が確認された。調査結果は紀要誌の配付先機関に対しても報告され、当該論文が取り消された。

<https://www.kyoto-u.ac.jp/ja/news/2020-08-07-2>

<https://www.kyoto-u.ac.jp/ja/news/2021-05-25-0>



事例 4 捏造・改ざん

本学元教員の学術論文において、自説を後押しするため、データ点をクラスターごとコピー・アンド・ペーストしてデータを水増しする捏造を行う等、故意もしくは研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠った行為による不正（**捏造・改ざん**）が計 37 件認められた。

<https://www.kyoto-u.ac.jp/ja/news/2021-09-28-0>



事例 5 捏造

本学元教員の学術論文において、4 編の論文について実験実施の事実自体が認められず、**捏造**と認定した。また、このようなことは過失では起こり得ないため、全てを故意であると判断した。

<https://www.kyoto-u.ac.jp/ja/news/2021-10-15-0>





研究不正に対する処分

本学の研究不正に関連して、これまで以下の処分が下されています。

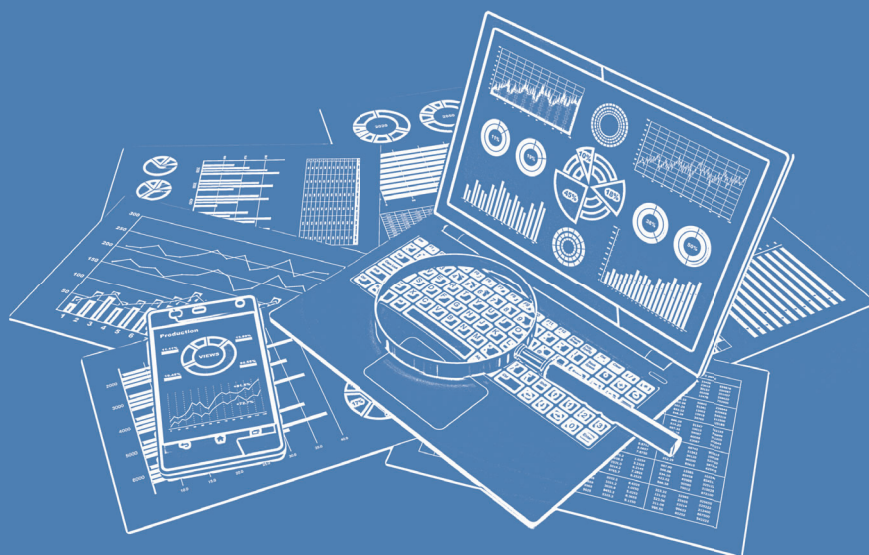
懲戒解雇*
停職1年
学位の取消し
退職金の不支給*

*退職後も同様の処分が下されました。

処分以外にも、記者会見における**所属・氏名等の公表**や**研究費の返還**、**研究費の応募制限措置**を受けます。

なお、日本学術振興会のホームページでは不正行為に関して、氏名や不正行為の内容等が公表されています。

<https://www.jsps.go.jp/j-kousei/sochi.html>





競争的研究費の応募制限措置

文部科学省「研究活動における不正行為の防止の徹底について（通知）」

https://www.mext.go.jp/content/20210820-mxt_kiban02-100000300_2.pdf



●不正行為に関与した者

応募制限措置の対象者		不正行為の程度	応募制限期間
1. 研究の当初から不正行為を行うことを意図した場合など、 特に悪質な者		—	10年
2. 論文等の著者	当該論文等の責任を負う著者	研究の進展への影響や社会的影響が 大きく 、又は 悪質性が高い	5～7年
		研究の進展への影響や社会的影響が 小さく 、又は 悪質性が低い	3～5年
	上記以外の著者	—	2～3年
3. 1. 及び 2. を除く不正行為に関与した者		—	2～3年

影響の大小や悪質性の高低については、上記の通知を参照

●不正に関与していないものの、不正行為のあった論文の責任を負う著者

認定の考え方（例）		応募制限期間
不正行為関与者を指導・監督する立場にある著者	左記以外の著者	
論文等の作成過程において、 不正行為を防止する措置（実験ノート、生データ、史料等の確認）を故意に行っていない場合	同左	3年
【不正行為関与者の措置年数： 6年以上の場合 】 必要な確認等を怠ったことにより、 複数の論文等 において、不正行為を防止できなかった場合	—	
【不正行為関与者の措置年数： 6年以上の場合 】 必要な確認等を怠ったことにより、 1編の論文等 において、不正行為を防止できなかった場合	必要な確認等を怠ったことにより、 複数の論文等 において、不正行為を防止できなかった場合	2年
【不正行為関与者の措置年数： 5年以下の場合 】 必要な確認等を怠ったことにより、 複数の論文等 において、不正行為を防止できなかった場合		
【不正行為関与者の措置年数： 5年以下の場合 】 必要な確認等を怠ったことにより、 1編の論文等 において、不正行為を防止できなかった場合	必要な確認等を怠ったことにより、 1編の論文等 において、不正行為を防止できなかった場合	1年
必要な確認等を行っており、不正行為を発見することが困難と考えられる場合（不正行為が常態化している場合を除く。）		なし



研究公正推進アクションプラン

アクションプランを策定し、京都大学での公正な学術活動を推進しています。

<https://www.kyoto-u.ac.jp/ja/research/rule/suishin>



◆研究公正 e ラーニング研修

教員、研究者及び大学院生を対象者として、研究公正研修を実施しています。

詳しくは、<https://www.kyoto-u.ac.jp/ja/research/rule/suishin/kensyu> でご確認ください。



◆研究データの保管

生データや実験ノート等の研究の記録や実験試料等を一定期間保存し、適切に管理、開示することは、不正行為の抑止や、研究者が万一不正行為の疑いを受けた場合に必要です。京都大学では、当該論文の発表後少なくとも 10 年間は研究のデータを保存することとしています。

詳しくは、

https://www.kyoto-u.ac.jp/sites/default/files/embed/jaresearchrulesuishindocumentsresearch_data150730.pdf

でご確認ください。



◆大学院生への研究公正及び論文執筆教育

ガイダンスや授業を通じて公正な学術活動の教育を行うほか、修士・博士論文執筆前の対面でのチュートリアルや大学院共通科目「研究倫理・研究公正」を開講しています。

◆剽窃検知のためのオンラインツール

教員、研究者を利用者として、剽窃検知オンラインツール (iThenticate) を導入しています。

自身の研究成果や著作物の内容を、既存の公開情報と照合できます。

修士・博士論文やレポート課題における剽窃の有無の確認にも利用できます。

詳しくは、<https://www.kyoto-u.ac.jp/ja/research/rule/suishin/ithenticate>

でご確認ください。





通報受付窓口

研究不正を万が一見かけた場合は、各部局及び本部通報受付窓口へ！

【各部局窓口】

<https://www.kyoto-u.ac.jp/ja/research/rule/suishin/madoguchi>



【本部窓口（公正調査監査室）】

以下の通報受付フォームを利用してください。

https://docs.google.com/a/kyoto-u.ac.jp/forms/d/e/1FAIpQLSe_ojGly6Aianx4YQiiZdtPzydevm1U6WTeHWpz7Qg_r8iXQw/viewform



京都大学 HP ホーム＞研究・産官学連携＞研究倫理・生命倫理＞研究活動指針等＞

研究活動上の不正行為に関する通報、告発等の受付窓口

〒606-8501 京都市左京区吉田本町

TEL:075-753-5139 FAX:075-753-5138

E-mail kc-madoguchi@mail2.adm.kyoto-u.ac.jp

※通報は書面・顕名を原則として受付。相談は電話でも可。



学術研究活動における行動規範

日本学術会議は、すべての学術分野に共通する科学者の行動規範について声明を出しており（「科学者の行動規範一改訂版一」（平成 25 年））、その中で、科学及び科学者の責務について以下のように述べています。



<https://www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/pdf/kohyo-22-s168-1.pdf>

科学とは

科学は、合理と実証を旨として営々と築かれる知識の体系であり、人類が共有するかけがえのない資産でもある。また、科学研究は、人類が未踏の領域に果敢に挑戦して新たな知識を生み出す行為といえる。

一方、科学と科学研究は社会と共に、そして社会のためにある。したがって、科学の自由と科学者の主体的な判断に基づく研究活動は、社会からの信頼と負託を前提として、初めて社会的認知を得る。

科学者の責務

【科学者の基本的責任】

科学者は、自ら生み出す専門知識や技術の質を担保する責任を有し、さらに自らの専門知識、技術、経験を活かして、人類の健康と福祉、社会の安全と安寧、そして地球環境の持続性に貢献するという責任を有する。

【科学者の姿勢】

科学者は、常に正直、誠実に判断、行動し、自らの専門知識・能力・技芸の維持向上に努め、科学研究によって生み出される知の正確さや正当性を科学的に示す最善の努力を払う。





このパンフレットに関する問合せ先

京都大学研究推進部研究推進課

TEL:075-753-5586 FAX:075-753-2042

E-mail:kensui_integrity@mail2.adm.kyoto-u.ac.jp